

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2020 JUL (Vol.39)

## CONTENTS

コロナ禍で再認識されるグローバルガバナンス.....	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏.....	2
新興国ニュース 第39回 ベトナム・バングラデシュ最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム.....	4



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## コロナ禍で再認識されるグローバルガバナンス

太陽グラントソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

新型コロナウイルスの感染拡大については、昨年12月ごろから中国湖北省武漢を中心に感染が始まった後、世界中で感染が広がり、現在でも一部の国では感染拡大の収束する目途がまったく見えない状況が続いています。目に見えないウイルスの人から人への感染拡大を抑え込むために各国では人の移動を最低限に抑えるロックダウンが行われました。これに伴い、海外へ移動する手段としての航空交通も9割以上運航がされなくなり、また各国で海外からの入国制限や禁止措置を取っているため、現在でも多くの国との行き来が大幅に制限された状態になっています。このため一部の海外駐在員の方は赴任地に戻っていますが、日本に一時帰国された後、赴任地に戻れないで日本で足止めになっていらっしゃる方も少なくありません。

海外子会社では、現地にいるナショナルスタッフの方と、日本から駐在員の方のリモートでの業務指示とで、何とか業務を回し始めている状況かと思えます。これまでは駐在員の方が子会社の中で日常業務に『目を光らせ』たり、『報告を受け』たりという形でナショナルスタッフと直接コミュニケーションを取ることで、ナショナルスタッフに対して一定の牽制機能が働いていたかと思えます。また、本社の業務部門や管理部門といった海外子会社の関連部署の方が定期的に往訪して業務指導、品質管理チェック、内部監査、モニタリングインタビューなども行われていたはずですが、しかし、日本から海外への渡航が大幅に制限されている現状では、こうした日本人によるナショナルスタッフとのコミュニケーションを直接行えず、リモートでのオンライン形式での対話しか出来な

くなっている状況ではないでしょうか。

もともと、海外子会社の置かれているビジネス環境は、法規制や商習慣などさまざまな点で日本の常識とは異なるため、日本的な管理手法を持ち込むだけでは海外子会社の経営に対するガバナンスが不十分になりがちで、ひいては日本ではなかなかないような不正事例が起こったりするものです。海外子会社の不正とは言え、最近では金額的なインパクトもグループ全体の存続にかかわるような規模での事案も多くなっています。一方で、申し上げるまでもなく、多くの日本企業が海外事業を重要な経営の成長ドライバーとして強化しているため、海外売上比率が過半を超える会社も珍しくありません。そのため、コロナ禍になる前からグローバルガバナンスの強化の重要性は多くの企業で認識されてきたことと思います。ここに追い打ちをかけるようにコロナの影響が重なったため、いままで以上にアフターコロナを意識しながらグローバルガバナンスの強化をどのように考えて行ったらよいか真剣に考える必要があります。

グローバルガバナンス強化と言いますと、海外子会社の規程ルールの整備や本社からの内部監査の実施および強化、といった施策をあげられる方が多いかと思えます。まず、内部監査を実施してもグローバルガバナンスは強化されません。ガバナンスがきちんと運用されているかの運用チェックを行っているのです。規程ルールの整備は、もしまだきちんと整備できておられなければ最優先で行って下さい。ナショナルスタッフを勤務態度が良くないから辞めさせたいが、どうしたらいいか、というご相談はよくありますが、具体的にどのような規定に違反しているのですか、と伺うと、そこまで細かく定めた勤務規程はないケースが少なくありません。ナショナルスタッフは違反してはいけないルールも明確でないのに突然勤務態度が良くないと言われては、単に好き嫌いで解雇さ

れるのかと思っても仕方ありません。

規程ルールの整備は最低限として、ここでグローバルガバナンスの強化の観点で強調したいことは、規程ルールの中身をナショナルスタッフに腹落ちして納得してもらっているか、納得してもらうための努力をしているか、ということです。本社から内部監査の方が来る時だけ規程ルールを順守しているように見せかけて、帰った後はまた元通り好き勝手に業務を行うということは非常によくありがちなことですが、これはナショナルスタッフの一人一人が規程ルールの意味を理解していないからで、守らないと、場合によっては自分が損をすることもあると、きちんとした説明を受けて、腹落ちさせてもらっていないからなのです。この、ナショナルスタッフに規程ルールの意味を理解し納得してもらうのは、言うは易し、で大変手間のかかる面倒なことです。しかし、内部監査の際にチェックリストを埋めることが、ガバナンス強化の観点で重要なのではなく、その手間の一部でもナショナルスタッフと規程ルールについて真剣にその意味するところを議論しあうことに向けて下さい。こうやって改めて規程ルールを考えると、これまでずっと決められていた規程ルールの中であまり意義のないものがあったり、まったく現代に合っていないものがあったりするので、規程ルールを改めて見直すことはとても意義のあることです。また、規程ルールも全体では相当な分量になる場合があるかと思いますが、

その中で絶対外されては困る条項と、ケースバイケースである条項との濃淡もあるかと思えます。ちなみに、絶対外されては困ることの代表例は本社報告事項あるいは稟議事項です。海外子会社から本社へのあるべきコミュニケーションが途絶えると、それは海外子会社が勝手な業務運用を始めているか、不正の類の『疚しい』ことがある場合が少なくないと思っています。

海外子会社を設立される際、ときどき子会社管理規定をコンサル会社に定型フォームをもらって社名だけ変えて、はい、出来ましたとする会社も間々ありますが、くれぐれもこうした形だけ取り繕うような無意味なことはされないで下さい。これくらいなら、規程ルールには定めていませんが、都度考えて業務をしています、という方がよほどマシです。以前、インド人の友人に聞いたことがあります。インドの方は納得が行かないことは絶対に上司の指示であっても、闇雲にその通りには動かないよう、小さいころから教育を受けているそうです。そのため、ある業務指示をしても、100人のインド人従業員がいれば100通りの『why?』が寄せられるそうです。規程ルールを順守しなかった場合に罰則を設けることもよく行われますし、こうした方法も必要だとは思いますが、しかし、ナショナルスタッフに規程ルールの意義を一度納得してもらったら、その後は黙っていてもこの通りに従って業務が行われることでしょう。

#### 太陽 Grant Thornton (Grant Thornton 加盟事務所)

Grant Thorntonは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。太陽 Grant Thornton (太陽有限責任監査法人、太陽 Grant Thornton 税理士法人、太陽 Grant Thornton・アドバイザーズ株式会社)が、Grant Thorntonの日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】 東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス  
【ジャパンデスク】 中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、フランス、アイルランド、英国。

詳細は太陽 Grant Thornton Webサイトをご覧ください。 <http://www.grantthornton.jp>

## 新興国ニュース 第39回 ベトナム・バングラデシュ 最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はベトナムとバングラデシュの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

### ベトナム

#### ベトナムで働く外国人の個人所得税

ベトナムの個人所得税には、大きく分けて2タイプあります。

#### 【納税者のタイプ】

居住者

非居住者

#### 【どうしたら居住者とみなされるのか？】

1年間でベトナム国内に183日以上滞在している場合居住者になります。

ベトナム入国日から数えて連続した12カ月間にベトナム国内に183日以上滞在の場合

ベトナム国内に恒久的居住地を有する者（レジデンスカードを取得している人もこれにあたります）

契約期間が183日以上賃貸住宅契約がある者（ホテル、事務所、作業場を含み、契約の名義が個人であるか法人であるかを問われません。）

上記のいずれかの条件に適合すると、居住者とみなされます。

逆に、いずれも満たさない場合は、非居住者ということになります。

#### 【個人所得税の納税額はどのように計算されるか】

居住者の場合と、非居住者の場合で変わります。

居住者：全世界所得課税

ベトナム国外での所得全部を含めた所得額によって、個人所得税額を計算して、納税します。

非居住者：ベトナム国内源泉所得課税

ベトナム国内で発生した給与などの所得により、個人所得税を計算して、納税します。

#### 月の途中で退職した場合の社会保険の納付義務

ベトナムでは、社員が月末まで働かないで途中で辞めてしまった場合、下記例のように社会保険の支払いが取り扱われます。

例：9月14日まで働くとする、どうなるか？  
上記のケースだと、9月の社会保険の納付は不要。8月までの社会保険の納付義務があります。

例：9月15日まで働く、どうなるのか？  
上記のケースだと、9月の社会保険の納付をする必要があります。

つまり、14日以下の勤務が15日以上勤務かで取り扱いが変わるのです。

日本では月の途中で退職する場合、その退職月の前月までの社会保険料を納めますが、ベトナムでは、14日以下の勤務だと、退職月の前月までの社会保険料を納めて、15日以上勤務だとその月の社会保険料を納めるということになります。



## バングラデシュ

### 「Mobile Financial Service (MFS)について」

バングラデシュには Mobile Financial Service (MFS)と呼ばれる携帯電話を利用した銀行口座システムがあり、以下の目的に限りその利用が認められています。

#### 【バングラデシュ中央銀行(Bangladesh Bank)が認めている MFS の取引内容】

- ・銀行や ATM を通して MFS アカウントからの現金の引き出し
- ・個人の MFS アカウントから企業への支払い（水道光熱費など）
- ・企業から個人の MFS アカウントへの支払い（給与、配当、保証金の返金、サプライヤー支払い）
- ・政府から個人の MFS アカウントへの支払い（高齢者手当、補助金、助成金）
- ・個人の MFS アカウントから政府への支払い（税金）
- ・個人の MFS アカウントから個人の MFS アカウント（既に登録されている携帯電話間での取引）
- ・その他（マイクロファイナンス、当座貸越、プレミアム保険、年金）

通常、取引を行う際には発行された小切手を銀行に持ち込み着金手続きを行います。しかし、バングラデシュでは銀行口座を所有していない、もしくは所有していても所得を見せたくないという理由から口座への入金を拒む人がいるため、未だに現金取引が頻繁に行われています。銀行口座を所有しない相手と取引を行う場合でも MFS を利用すれば現金を実際に授受することなく取引を行うことができます。そのため、銀行口座を所有しない従業員への給与支払い方法としても用いられています。

上述の通り、バングラデシュでは、未だに現金

取引が数多く見られます。しかし、バングラデシュ税法上、50,000BDT を超える企業間取引が現金で行われていた場合、その多くは使途不明金として費用として認められない事になります。また、給与支払いの場合、月額 15,000BDT を超える給与を現金で従業員へ支払った場合、それについても費用として認められません。これらの費用として認められなかったものに関しては、その否認額に対し 35%課税されることとなります。そのため、銀行口座を所有しない相手との取引の際に MFS が用いられはじめ、バングラデシュ中央銀行によれば、MFS による取引額は上昇傾向にあり、2019 年 2 月には約 113 億 BDT(約 140 億円)であった総取引金額は、1 年間で 25%増加し、2020 年 2 月には約 143 億 BDT(約 180 億円)を記録したとしています。COVID-19 の影響で、現金取引が困難な状態であるため MFS の利用額は増えていきそうです。

企業が従業員への給与支給方法として MFS を使用する場合には下記の手順を進めることができます。

#### 【用意するもの】

- ・企業の MFS アカウント
- ・従業員個人の MFS アカウント
- ・従業員の NID (National Identification Number) 及びパスポート（あれば）  
従業員個人の MFS アカウントを作成するには従業員個人の携帯電話番号及び個人 ID (NID: National Identification Number) が必要となります。

#### 【手順】

- ・企業が使用している銀行へ従業員個人の MFS アカウント及び給与情報を送付。
- ・銀行が企業の口座より従業員個人へ指定の金額を送金。
- ・従業員へ送金が行われた旨の SMS が携帯電話に

通知される。

- ・従業員が ATM もしくは銀行にて引き出しを行う。

MFS にて従業員へ給与を支給する場合には、事前に使用している銀行にて MFS の対応が可能かどうかを確認する必要があります。

以上

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

---

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： [f-info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f-info@tokyoconsultinggroup.com)